

広島県告示第二百二十七号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第三項の規定によって、次のとおり公示送達する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求人

旧住所 広島県廿日市市宮園上四丁目六番九号

新住所 不明

氏名 鹿野栄一

二 送達事項

審査請求人から平成二十年六月十六日付けで提起のあった申請却下処分に対する審査請求について、広島県知事が決定した裁決書の謄本一通を広島県健康福祉局社会福祉部社会援護課に保管し、いつでもこれを交付できるようにしてあるので、来庁の上、受領すること。